

その他の支援制度

◇セーフティネット保証4号認定（千葉市）※発行日時点では8月千葉豪雨のみ対象

令和8年8月千葉豪雨により、経営の安定に支障が生じている中小企業者が、円滑に資金調達ができるよう、通常の保証限度額とは別枠で信用保証協会の保証が受けられる制度です。本認定は、千葉市「経営安定資金」や千葉県「セーフティネット資金（市町村認定枠）」（いずれも2ページ目参照）のお申込みに必要となります。

申請方法や必要書類等は市ホームページでご確認ください。

なお、令和8年台風第25号についても、今後、セーフティネット保証4号の指定がなされる見込みです。

千葉市 セーフティネット保証



■問合せ先：千葉市産業支援課 043-245-5284

◇被災小規模事業者再建支援事業（千葉県）

令和8年8月千葉豪雨により被災した小規模事業者に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成する制度です。

- 対象経費：施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費等
- 補助率：2/3以内（上限額1,000千円、下限額100千円）
- 問合せ先：お近くの商工会、商工会議所
- URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/genkist/8gatsugouu-hozyokin.html>

◇雇用調整助成金（千葉労働局）

インフラ被害や風評被害などの経済上の理由により、事業活動を縮小する際、従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、従業員に支払った休業手当等に対して助成する制度です。

■助成内容

助成率（休業・教育訓練）	2/3
日額上限額	9,110円
対象労働者の条件	雇入れ後6ヶ月以上の雇用保険被保険者
支給日数	100日分

■問合せ先：千葉労働局 職業対策課分室 043-221-4393

◇既往債務の返済条件緩和 （日本政策金融公庫・商工組合中央金庫、千葉県信用保証協会）

- 問合せ先：日本政策金融公庫 千葉支店 中小企業事業 043-243-7121
国民生活事業 0570-037-502
- 商工組合中央金庫 千葉支店 043-248-2345
- 千葉県信用保証協会 043-221-8111



千葉市からのお知らせ

令和8年8月千葉豪雨・台風第25号で被災した**中小企業者**向け

発行日：令和8年10月9日

発行元：千葉市経済部産業支援課

支 援 ま と め

※掲載している内容は今後変更になる場合があります。

融資臨時相談窓口

相談できること	相談先
中小企業資金融資制度 セーフティネット保証認定	千葉市役所 産業支援課 ■所在地 千葉市中央区千葉港 1－1 市役所高層棟 7階 ■電話相談 043-245-5284 ■受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）
経営全般	公益財団法人 千葉市産業振興財団 ■所在地 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階 ■電話相談 043-201-9506 ■受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く） ■メール相談 https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact/ ※メール相談は、随時受け付けています。

◇その他の特別相談窓口

- 【千葉県】
 - （金融相談）商工労働部経営支援課：043-223-2707
 - （経営相談）産業振興センター：043-299-2907
 - （その他被災に関する相談）商工労働部経済政策課：043-223-2703
- 【金融機関】
 - 日本政策金融公庫 千葉支店 中小企業事業：043-243-7121
国民生活事業：0570-037-502
 - 商工組合中央金庫 千葉支店：043-248-2345
- 【保証機関】
 - 千葉県信用保証協会：043-221-8111
- 【商工関係団体】
 - 千葉商工会議所：043-227-4101
 - 千葉県商工会連合会：043-305-5222
- 【国】
 - 関東経済産業局 産業部 中小企業課：048-600-0321
- 【その他関係団体】
 - 千葉県中小企業団体中央会：043-306-3281
 - 千葉県よろず支援拠点：043-299-2921
 - 全国商店街振興組合連合会：03-3553-9300
 - 中小機構 関東本部 企業支援課：03-5470-1620

中小企業者向け融資

	千葉市				千葉県			
名称	災害復旧資金 (普通保証枠)		経営安定資金 (要件A)		セーフティネット資金 (一般枠)		セーフティネット資金 (市町村認定枠)	
対象	8月千葉豪雨・台風第25号		8月千葉豪雨		8月千葉豪雨・台風第25号		8月千葉豪雨	
融資限度額	5,000万円		5,000万円		8,000万円		8,000万円	
資金使途	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備
融資期間 (据置期間)	7年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (なし)	7年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)
融資利率	年1.8%以内		1年以内 年1.5%以内 3年以内 年1.7%以内 5年以内 年1.9%以内 7年以内 年2.1%以内		3年以下 年1.8% 3年～5年以下 年2.0% 5年～7年以下 年2.2% 7年超 年2.4%		3年以下 年1.5% 3年～5年以下 年1.7% 5年～7年以下 年1.9% 7年超 年2.1%	
利子補給	1.4% (上限は融資利率)		0.8% (上限は融資利率-0.2%)		1.0%以内 ※ 8月千葉豪雨のみ対象		1.0%以内	
信用保証	普通保証		経営安定関連保証		普通保証		経営安定関連保証	
保証料率	0.45% ～ 1.90%		0.8%		0.40% ～ 1.85%		0.75%	
保証料補助	—		—		小規模事業者を対象に 1.15%を超える部分を全額補助		—	
備考	—		セーフティネット保証4号認定が必要		—		セーフティネット保証4号認定が必要	
申込み先	取扱金融機関 ※ホームページでご確認ください				取扱金融機関 ※ホームページでご確認ください			
問合せ先	千葉市役所 経済農政局 経済部 産業支援課 043-245-5284				千葉県 商工労働部 経営支援課 金融支援室 043-223-2707			
ホームページ	千葉市 中小企業資金融資				千葉県 中小企業向け融資制度			

	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫			中小企業基盤整備機構		千葉県信用保証協会
名称	災害貸付 (国民生活事業)	災害復旧貸付 (中小企業事業)	名称	小規模企業共済 災害時貸付	名称	緊急短期資金保証制度
融資限度額	3,000万円 (各融資制度に上乘せ)	1億5,000万円 (別枠)	借入 限度額	原則として、納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額	保証 限度額	直近決算の平均月商の1ヵ月以内かつ1,000万円以内
融資期間 (うち据置期間)	運転資金 10年以内(3年以内) 設備資金 20年以内(3年以内)		借入期間	借入金額 500万円以下：36ヵ月 借入金額 505万円以上：60ヵ月	保証期間	12ヵ月以内（据置期間含む）
融資利率 R8.10.1現在	年3.20%～4.80% (基準利率)	年3.20%～4.40% (基準利率)	利率 R8.8.14現在	年0.9%	貸付利率	金融機関所定利率
問合せ先	日本政策金融公庫 千葉支店 国民生活事業 0570-037-502 商工組合中央金庫 千葉支店 043-248-2345	中小企業事業 043-243-7121	問合せ先 － 2 －	中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171	保証料率	0.45%～2.20%
					問合せ先	本店保証部 043-221-8111 幕張サポートセンター 043-239-3281